

平成 26 年 9 月 24 日

各 位

会社名 トーソー株式会社

代表者 代表取締役社長 大槻 保人

(コード番号: 5956)

問合せ先 取締役管理本部長 森兼 康博

(TEL 03-3552 - 1211)

(継続開示)厚生年金基金の特例解散に伴う特別損失の発生に関するお知らせ

平成 25 年 9 月 27 日「厚生年金基金の特例解散に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社および当社連結子会社の一部が加入する「東京都家具厚生年金基金」の平成 25 年 9 月 10 日開催の代議員会において、解散方針の決議がされました。また、平成 26 年 9 月 22 日開催の同代議員会において、特例解散の決議がなされました。

同基金解散に伴う代行部分積立不足額の確定は、基金の清算業務終了時点となり、現時点では確定に至っておりませんが、特例解散申請時の積立不足額に基づく当社負担額(概算)が確認できましたので、平成27年3月期第2四半期において特別損失として計上することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特例解散に伴う損失の発生と業績に与える影響

平成 26 年 8 月 31 日時点の同基金全体の積立不足額に当社および当社連結子会社の負担割合 (平成 26 年 3 月 31 日現在における基金全体に占める当社および当社連結子会社の報酬標準給与月額割合)を乗じる方法で算出した 1 億 90 百万円を、同基金解散に伴う見込み額とし、厚生年金基金解散損失引当金として平成 27 年 3 月期第 2 四半期に計上いたします。

なお、業績予想につきましては現在精査中ですので、確定次第お知らせいたします。

2. 解散認可の時期

解散認可の時期につきましては、平成 26 年 11 月頃となる見込みです。また、当社および当社連結子会社の負担額の納付につきましては、解散認可からおよそ 1 年後となる見込みです。

以上